

新型コロナウイルスに関する感染拡大防止のガイドライン

日増しに日本各地および諸外国において「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」の感染拡大が見られ、厚生労働省から感染拡大を防止するための情報が出ています。かんきち堂に於いても感染拡大を防止すると共に、職員と職員の家族、利用者・お客様への感染リスクを回避するため、次のとおりガイドラインを定めました。全職員は、このガイドラインの趣旨を確認してご理解願います。

■毎日の体温測定を実施

各部門に於いて、職員は毎朝出勤前および出勤時に体温測定を行い、異常が有る場合は出勤を控えてもらいます。

■職員が発熱（37.5度以上）の場合

原則として出勤停止になるため、発熱が有った場合は各管理者へ速やかに連絡してください。連絡を受けた各管理者は、総務へ連絡をしてください。

■感染では無く、解熱した場合

解熱後 24 時間以上を経過していること、呼吸器官に異常が無いことを条件に、各管理者の判断のもと出勤することが出来ます。

新型コロナウイルスに感染有無を問わず、発熱で出勤停止になった職員には、出勤予定通りの賃金を支払います。（新型コロナウイルス感染期間中に限る）

■発熱が継続した場合

発熱が4日以上続く、または呼吸器官に異常がある場合は、必ず厚生労働省相談窓口へ連絡・相談し、指示にしたがってください。（相談窓口は裏面参照）

■新型コロナウイルスに感染した場合

新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合、職員は2週間の出勤停止になります。各管理者へ速やかに連絡し、各管理者は速やかに総務へ連絡をしてください。

■各関係機関への連絡・報告

職員が新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合、各関係機関へ速やかに連絡・報告して、保健所の判断・指示を受けることとなります。また、濃厚接触者の確認も行いますので、各管理者は速やかに記録を実施してください。

■業務継続について

①保健所の判断・指示に基づいた業務継続

各部門が業務継続可能または停止になった場合は、別紙「事業継続計画」に基づき、可能な限り介護・配食サービスを提供するように努めます。

②日常業務の注意点

毎日の各自健康チェックと、利用者やお客様・部外者と接した場合は、手洗い・うがい・マスクの着用、必要時には手袋の着用等、感染機会の低減に努めてください。

裏面：連絡・相談窓口

【新型コロナウイルスの相談・連絡先】

<一般的な問合せ>

厚生労働省相談窓口 電話 0120-565653 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~21:00 (土日祝日も実施)

<新潟県連絡先>

帰国者・接触者相談センター(村上保健所) 電話 53-8368

平日: 8:30~17:15 土日祝日: 9:00~17:00

上記時間以外の緊急連絡先: 52-7923

(警備室へつながり、担当者より折り返し連絡があります)

感染拡大防止のフローチャート

